

復興整備計画（案）

11
（第10回変更）

大熊町・福島県

令和2年12月1日
（様式第2及び様式第8の軽微な変更）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大熊町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① おおくまからの魅力ある発信、復興を担うまちづくりを目指す。
役場機能を大川原地区復興拠点内に置き、原子力災害被災地における復興・再生、また、新たな技術・産業の創出など、新しい大熊町を構築する過程を国内外に発信すると共に、離ればなれになっている町民へアナウンスし、帰町を目指す。
- ② 帰町を望む町民の住環境整備を図る。
現在、大熊町においては、町内全域に避難指示が出されており、全町民が町外に避難している状況にある。その中で、除染が終了した居住制限区域に居住希望者のための復興公営住宅等を整備し、帰町への道筋を示していく。
- ③ 自然と調和したスマートシティを目指す。
町内復興拠点整備に伴い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用や最先端技術農業施設などを積極的に導入し、環境にやさしい持続して発展可能なスマートシティを目指す。
- ④ 人と人とのつながりを重視し、誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを目指す。
放射線監視の体制を構築すると共に、住民の健康管理を万全にサポートする体制も併せて整備し、地域コミュニティを再構築する。
- ⑤ 除染・廃炉関連技術の研究開発機関を誘致し、次世代技術・産業を育むまちを目指す。
地震、津波、原発事故からの復興・再生を目指し、除染・廃炉作業の最前線として、それら作業を支える研究開発拠点を整備する。
国の関係機関において、大熊町への放射性物質の分析、研究施設の設置を決定したため、それらの施設を支援するための宿泊施設等の関連施設の誘致を行う。

【復興整備計画目標】

- I 大熊町の南西に位置する大川原地区を先行復興ゾーンとして整備（平成26年～平成30年）
- II 大熊町の中心部下野上地区（大野駅周辺）を第二の復興拠点として複合開発整備（平成30年～令和5年）
- III 第二の復興拠点区域である下野上地区（大野駅周辺）に居住ゾーン・事業所ゾーンを整備（令和5年～令和10年）
- IV 各地区共に大熊町の発展のために継続開発整備（令和10年～令和15年）

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から9年以上が経過したが、大熊町における放射線量は、除染効果と合わせ相当期間の自然減衰を経ても帰還の判断をするには至らない地域があると見込まれる。一方で、時間の経過とともに確実に低減が見込まれる地域については、徐々に復興・再生への事業推進を図る。

大熊町内を「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3つの区域に大別し、比較的線量の低い居住制限区域の大川原地区と、帰還困難区域ではあるが、本来の町の中心地である下野上地区に復興拠点を整備する。

大川原地区については役場新庁舎を中心に、交流施設や商業施設などを設置する大川原地区復興拠点の整備が進んでいる。また、下野上地区の帰還困難区域については、平成29年11月に「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が認定され、令和4年9月を目標に除染及びインフラの整備が実施される予定である。

（別添の土地利用構想図(町全体)参照）

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図(町全体)及び復興整備事業総括図参照）

① 帰還困難区域(野上・下野上・町・熊・野馬形・小入野・大和久・夫沢・熊川地区)

帰還困難区域内はそのうち約860haが特定復興再生拠点区域となっており、「大野駅周辺地区」「居住・営農ゾーン」「産業・交流ゾーン」の3つのゾーンが設定され、令和4年春頃を目標に全域の除染及びインフラの整備を実施する。「大野駅周辺地区」については、令和2年春の開通が計画されている常磐線大野駅を中心とした駅前再開発を目指す。「居住・営農ゾーン」は除染後の農地の活用が主な課題であり、効果的な農地の活用について検討する。「産業・交流ゾーン」については、産業団地を整備し企業誘致を図る他、町民の交流の場として活用できる施設についても整備を検討する。

- ・ 帰還困難区域内ではあるが特定復興再生拠点に含まれていない夫沢地区C-1地区に、民間企業を活用しリサイクルセンター施設を整備する。町外も含めた特定復興再生拠点の整備に伴い発生する特定廃棄物の仕分け及びリサイクルを主な目的とし、将来的には産業廃棄物の処理、また先端技術となる太陽光パネルリサイクルに関する技術の確立を目指す。
- ・ 下野上地区のA-2地区約41haに、下野上地区復興拠点を整備する。拠点内には産業交流施設、宿泊施設、コンベンション施設、アーカイブズ施設を整備し交流人口を生み出し、産業集積エリアについては近傍に住宅施設を併設し、働きながら安心して生活できる環境を整えることで、帰町及び移住・定住の促進を図る。

② 居住制限区域(大川原地区)

大熊町の南西に位置する大川原地区は、町内でも比較的線量が低く、復興・再生に向けたインフラ整備等の検討や着手が可能な地域である。帰還を望む町民の居住地として整備を進めると共に、復旧・復興に係る事業者等の拠点や研究開発拠点、また、内外の交流拠点としての機能も整備する。

- ・ 大熊町まちづくりビジョンで示した大熊町復興拠点(大川原地区)については、町全体の復興の加速を図るための最初のフィールドとして開発を行う。
- ・ 大川原地区のB-1地区約3.2haに、太陽光発電設備の設置のための用地の確保を行う。
また、太陽光発電の売電による収益の一部については、町内農産物の試験栽培に係る費用や大熊町農業復興組合の運営費等に充当するなど町内の農地の保全に活用。
- ・ 大川原地区のB-2地区及びB-3地区の約2.4haに、廃炉関連企業事務所及び町民の安全確保のための避難所の設置。
全町避難以降も一時帰宅等により多くの町民が町内に立入している状況を踏まえ、発電所の廃炉作業等に携わり、町が検討している避難所の設置計画地域に事務所の立地意向がある企業の協力を得て、避難所機能を備えた企業事務所を設置し、一時帰宅等をしている町民の安全確保を図る。
- ・ 大川原地区のB-4地区約15.6haに、民間企業を活用し太陽光発電施設を整備する。福島県再生可能エネルギー復興推進協議会のスキームを利用した復興支援事業や、民間企業に出資することで得られる配当金を、試験栽培に係る費用や大熊町農業復興組合の運営費等に充当し、大熊町の復興及

び農地の維持保全並びに農業再生を図るとともに、次代の農業の担い手育成を目指す。

- ・大川原地区のA-1地区約18.3haに、大熊町復興拠点(大川原地区)を整備する。役場新庁舎、復興公営住宅、商業施設、教育施設など生活環境を整えるとともに、新たな雇用創出のための事業者用地としても活用する。大熊町内に生活環境を整備することで、住民の帰町促進及び帰町意識の維持を目指す。

③旧避難指示解除準備区域(中屋敷地区)

- ・町内では最も線量が低い地区ではあるが、その大半が山林となっており、今のところ大きな開発は計画されていない。

※上記以外の地域についても、町の復旧、復興の状況を確認しつつ検討を継続していく。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A-1地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)(I工区～II工区) 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～令和3年度 種類：復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)
	A-2地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業(下野上地区復興拠点整備事業)(I工区～II工区) 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和6年度 種類：復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)
		事業名称：佐山沢鈴内線都市計画道路事業 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和6年度 種類：都市計画道路事業

(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	B-1地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（太陽光発電用地確保事業） 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	B-2地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業1） 事業主体：（株）東京エネシス 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	B-3地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業2） 事業主体：東京パワーテクノロジー（株） 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	B-4地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（太陽光発電施設整備事業） 事業主体：大熊エネルギー合同会社 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	C-1地区	事業名称：リサイクルセンター施設整備事業 事業主体：株式会社相双スマートエコカンパニー 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和元年度
	D-1地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）熊川海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和3年度

	D-2地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）熊川海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和3年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成26年度～令和6年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A-1地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）[大熊町決定]	変更(第2回)	18.3ha		施設名称の変更
2	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）[大熊町決定]	決定	41.8ha		
3	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	都市計画（道路）[大熊町決定]	変更(第1回)	1,840m		3・5・201号 佐山沢鈴内線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B-1地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	B-2地区	○										
			○										
3	その他施設の整備に関する事業	B-3地区	○										
			○										
4	その他施設の整備に関する事業	B-4地区	○										
			○										
5	都市施設の整備に関する事業	A-1地区	○										
			○										
6	その他施設の整備に関する事業	C-1地区	○										
			○										
7	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	○										
			○										
			○ (Ⅱ工区)										

注) A-1地区のⅡ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

注) A-2地区のⅠ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

現状では、放射線量の問題から、住民も決められた期間、時間ではか町に戻れない状態にあるため、田畑に関しても、水路、土手等の補修が出来ない状況にある。また、土壌汚染された土地では作付が制限されており農地の荒廃が懸念されることから、農地復興のため、県補助金(営農再開支援事業)を活用し、大熊町農業復興組合に農地の保全管理を委託している。

なお、今後町は、復興に資する事業として、大川原地区の農地において、住民が待ち望んでいる復興拠点の設置、住環境整備、企業誘致(植物工場等)、再生可能エネルギー(メガソーラー)等の導入に取り組み、町づくりの急務化を図る。

長い時間がかかるが、農地で作物栽培が出来るようになるまでは、復興拠点以外の農地については、保全管理に努めることとし、今後の農業の在り方を検討していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)

・震災及び原子力災害の影響により避難からすぐに帰還しない農業者が想定されることから、他地域での農業再開に向けては県補助などを活用し、継続的支援を行う。

・営農再開が厳しいため、栽培技術の提供の斡旋を行う。(技術指導)

・ソーラー発電、バイオ発電、植物工場等を誘致し、農地再生が可能になるまでの間、地域の雇用創出(農業技術の継承維持)やコミュニティの再建、農村地域の将来にわたる経済復興の支援を図る。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)

・避難からすぐに帰還しない農業者や放射性物質の影響により耕作を見合わせる農地が多くなることが想定されることから、大熊町農業復興組合を設立し、農地の保全管理事業を委託している。

・津波被災者の集団移転や帰還困難区域からの移転先の住宅用地等への農地転用は、地域コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを行うために必要最小限度とする。

② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)

・大川原地区(居住制限区域)の農地では、復興拠点の整備や植物工場の誘致、太陽光発電事業の実施等の土地利用を行う一方、大川原地区内にあっても事業計画の無い農地については、町の復旧・復興に向けた各種計画と整合を図りながら、農地の保全管理や試験栽培の実施に努めるとともに、収益性の高い農作物のための施設の導入等の農業上の土地利用を検討していく。また、区域見直しにより帰還困難区域から居住制限・避難指示解除準備区域に変更された農地についても、将来の農地利用を見通しながら保全管理に努める。

・帰還困難区域にある農地については、区域内への立入り及び活動が厳しく制限されているため、除染の進捗状況や被曝リスクを考慮しつつ、農地保全の方法を検討する。なお、帰還困難区域内での試験栽培については、将来的な農業再開に向けた一助として今後も継続して実施する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興・農業者の暮らしの向上及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等(共同作成を除く。))

--

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 年度	予定人口 (世帯 数) の規模 等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
B-1	大川原地区	その他施設 の整備に 関する事業	太陽光発電 施設	3.2ha	3.1ha	3.1ha	3.1ha	大熊町	26年度 ～ 27年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-2	大川原地区	その他施設 の整備に 関する事業	避難所及び 事業所用地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	(株)東京エ ネシス	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-3	大川原地区	その他施設 の整備に 関する事業	避難所及び 事業所用地	1.5ha	1.5ha	1.5ha	0.8ha	東京パワ ーテクノロ ジー(株)	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
B-4	大川原地区	その他施設 の整備に 関する事業	太陽光発電 施設	15.6ha	15.4ha	15.4ha	15.4ha	大熊エネル ギー合同会 社	27年度 ～ 28年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
A-1	大川原地区 I工区 II工区	都市施設の 整備に 関する事 業	大川原地区 復興拠点用 地	18.3ha 17.7ha 0.6ha	10.3ha 10.3ha —	10.3ha 10.3ha —	10.3ha 10.3ha —	大熊町	28年度 ～ 令和3年度	264人 (132世 帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元：町外避難者 いわき市:4614人(1,976世帯) 会津若松市:1,096人(491世帯) 郡山市:1,058人(513世帯) その他:3,892人(1,885世帯)
C-1	夫沢地区	その他施設 の整備に 関する事 業	リサイクル センター施 設	8.2ha	7.3ha	7.3ha	7.3ha	株式会社相 双スマート エコカンパ ニー	30年度 ～ 元年度	—	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	
A-2	下野上地区 I工区 II工区	都市施設の 整備に 関する事 業	下野上地区 復興拠点用 地	41.8ha <u>41.6ha</u> <u>0.2ha</u>	<u>0.2ha</u> 20.4ha — <u>0.2ha</u>	<u>0.2ha</u> 20.4ha — <u>0.2ha</u>	<u>0.2ha</u> 17.7ha — <u>0.2ha</u>	大熊町	令和2年度 ～ 令和6年度	2600人 (1300世 帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元：町外避難者 いわき市:4638人(1,974世帯) 会津若松市:670人(298世帯) 郡山市:1,073人(494世帯) その他:3,933人(1,942世帯)
計				89.5ha	<u>38.7ha</u> 58.9ha	<u>38.7ha</u> 58.9ha	<u>38.0ha</u> 55.5ha			—		

注) A-1 地区のⅡ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったため農地面積から除外

注) A-2 地区のⅠ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったため農地面積から除外

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-1 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電用地確保事業)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-1地区	団体営圃 場整備事 業	大川原地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	3.1ha	完了	補助	<p>現在の熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。</p> <p>当該地を、太陽光発電事業により事業区域から除外することについては、大熊町土地改良区及び大熊町農業委員会と調整済である。</p> <p>また、用水路を廃止することによる影響が及ぶ農地には、原因者が付け替えを行い機能維持することで大熊町土地改良区と調整済である。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。</p>									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-3 地区大熊町復興拠点整備事業(廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業2)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-3地区	—	—	—	—	—	—	—	—	
該当なし									
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-4 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	団体営圃 場整備事 業	道平地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	13.1ha	完了	補助	<p>現在の熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。</p> <p>本計画については大熊町農業委員会及び大熊町土地改良区へ説明を行っており、了承を得ている。</p> <p>また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営農再開の際に支障を来すことのないよう関係機関との調整及び事業者への指導を徹底する。</p>
圃場整備 事業位置 図 B-4地区	県営圃場 整備事業 I工区	熊川地区	福島県	81.3ha	S51～ 61	2.3ha	完了	補助	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。農地として残されるエリアについては影響が生じないよう現状のまま確保する。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。</p>									

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 A-1 地区大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-1地区	団体営圃 場整備事 業	大川原地区	大熊町土 地改良区	89.8ha	S48～ 52	10.9ha	完了	補助	<p>現在の熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。</p> <p>本計画については大熊町農業委員会及び大熊町土地改良区へ説明を行っており、了承を得ている。</p> <p>また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営農再開の際に支障を来すことのないよう調整する。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>生活排水は合併浄化槽での処理後、雨水とともに調整池を経由し2級河川熊川に放流される。調整池までの経路については排水管を新設し、周辺農地に支障を来すことがないように整備する。なお、農地として残されるエリアについては、農業用排水路の切り回し処置や日照の確保など、営農再開に向けた配慮を徹底する。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。</p>									

2 調整措置概要

地区名：夫沢地区 C-1 地区リサイクルセンター施設整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 C-1地区	県営圃場 整備事業 2工区	大熊地区	福島県	181.1ha	S48～ 57	7.3ha	完了	補助	現在大熊町は一部地域を除き大部分が帰還困難区域に設定されている。今回新たに事業区域に設置するリサイクルセンターは、線量のある不燃物・混合物などの不燃物処理や再生金属・再生土工資材を一体的に取り扱うもので、選定にあたっては中間貯蔵施設用地に近く、住宅地からも遠い特定復興再生拠点区域以外の土地を選定している。町は町内全域の除染を目標としており、事業とともに線量低減を図り特定復興再生拠点区域の拡大を目指しているところである。 本計画について、大熊町業委員会、大熊町土地改良区と調整済みである。また、周辺の農地については、営農再開に支障がない形で事業を進めるよう事業者と協議済みである。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
生活排水は事業区域内に合併浄化槽を設置し処理を施した後、雨水も含め既存又は新設する排水路を活用し2級河川夫沢川に放流される計画であり、周辺農地に影響を及ぼすことはない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名：下野上地区 A-2 地区大熊町復興拠点整備事業(下野上地区復興拠点整備事業)

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 A-2地区	県営圃場 整備事業 1工区	大熊地区	福島県	129.7ha	S48～ 57	0.3ha	完了	補助	<p>現在の熊野町は一部避難指示が解除されたものの大部分が帰還困難区域に指定されており、平成29年11月に「熊野町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が認定され、令和4年春を目標とした除染及びインフラの整備の道筋が示されたところである。本計画はその特定復興再生拠点の整備に係るものであり、下野上地区の一体的な開発のため当該受益地を活用する。</p> <p>本計画については熊野町農業委員会及び熊野町土地改良区と調整済である。</p> <p>また事業区域内はもちろんのこと、近隣の農地にも営農再開の際に支障を来すことのないよう調整する。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>当該エリアの生活排水については既存処理施設で処理し2級河川熊川に放流される計画である。また、エリア内の農業用排水路については既存水路の機能を確保し、周辺農地での営農再開に支障がないよう調整する。既存水路を撤去せざるを得ない箇所については拡幅し、外側に付け替え支障が無いよう調整する。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行う予定である。</p>									